

豊中市障害福祉サービス人材確保事業についてのQ&A

令和8年4月1日時点

補助金種別	No.	質問	回答
全体	1	助成の要件をすべて満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができるのか。	先着順で申込を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、助成の要件をすべて満たした方は早めに申込してください。
	2	助成金は課税対象で、確定申告が必要か。	詳細についてはお近くの税務署にご相談ください。 なお、本市では、支給の際に所得税の源泉徴収を行いません。
	3	個人に代わり、代理で申請することは可能か。	可能です。ただし、1申請につき1人の申し込みとしてください。会社が複数の方の申し込みをする場合は、人数分の申請が必要です。また、振込先口座は個人の口座のみとなります。
	4	豊中市内に所在する障害福祉サービスの対象事業所とは何か。	市ホームページに掲載している「豊中市指定障害福祉サービス事業所一覧」にある事業所のことを指します。
	5	どれくらいで支給されるのか。	受理メールが届いてからおおよそ1～2箇月程度でお振込みとなります。(※申請から1～2箇月ではありません。)ただし、ゴールデンウィークや年末年始等の長期休暇を挟む場合は通常よりお時間を頂戴しています。
資格取得助成金	1	通信講座でも助成の対象となるか。	都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。
	2	助成金の対象経費には、研修受講に係る交通費、分割払いに係る手数料、修了評価不合格者の追試は含まれるのか。	助成の対象外です。助成対象となる経費については、研修に係る講座の受講費と教材費のみ対象となります。 ※対象研修とは、障害福祉サービス人材確保事業実施要項表2に掲げる研修のこと。
	3	受講費用を分割払いとした結果、助成対象要件を満たした時点においても受講費用が完納されていない場合、どの時点で申込すればよいか。	受講費用が完納され、領収書の写しが添付できる時点で申込してください。
	4	領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。	研修実施事業所に再発行を依頼してください。領収書の再発行ができず、支払証明書等の発行となる場合はご相談ください。
	5	対象研修の費用は他の対象研修と合算して申請してもよいか。	合算して申請いただけます。ただし、助成金の上限額(5万円)までの範囲で交付となります。
	6	会社が支払ったものについて、助成の対象となるか。	助成の対象外です。本助成金は個人に対して補助を行うものとなります。
	7	介護職員初任者研修を取得するにあたり、教育訓練給付金(受講料の2割を給付)は、申込み要件の対象研修に係る他の助成を受けていない者に該当となるか。	該当となります。介護職員初任者研修で教育訓練給付金を受ける場合は、障害福祉課の助成金は申し込みはできません。
	8	研修先から領収書が発行されない場合、どうすればよいか。	原則、申込には研修機関が発行する領収書の写しが必要ですが、研修先が領収書を発行していない場合は、「振込先、金額、振込内容、振込者」が記載されているもので、申請者自身が支払ったことがわかるものをご提出ください。(例)申込内容確認書兼請求書 など なお、払込受領証や利用明細書等の場合は、研修機関が発行している書面で、かつ領収したことを確認できる記載(※)があるものをご提出ください。 ※「領収書の発行はしません。金融機関からの「振込控え」をもって、領収書にかえます」など
	9	研修受講中だが、申請可能か。	申請できません。研修を修了し、修了証明書の提出準備が整いましたら、申請してください。
	10	令和7年度(2025.4.1～2026.3.31)に資格取得助成金で申込をしましたが、令和8年度も申込みは可能か。	可能です。ただし、令和7年度でお申込みいただいた対象研修が異なる場合のみとなります。
就職応援金	1	非常勤として勤務しているが、助成の対象となるか。	常勤・非常勤を問わず、申込要件を満たしていれば対象となります。
	2	事業所に6箇月以上勤務していることをどのように証明するのか。	勤務先の事業所に勤務証明書(様式第3号)の発行を依頼してください。 ※6箇月の平均就労時間数は、申込される日の直近6箇月としてください。 (例)勤務証明書発行日がR8年5月1日の場合(勤務期間:R7年10月1日～6箇月の平均就労時間数:R7年11月1日～R8年4月30日)
	3	勤務開始後6箇月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は助成の対象となるのか。	原則として、同一の事業所に6箇月以上継続して勤務していることを助成の要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合は対象となります。なお、別の法人に転職された場合は、対象となりません。
	4	2つの異なる事業所で勤務してもよいか。(例えばA事業所で月火水曜日で勤務、B事業所で木金土曜日に勤務)	就職応援金は、同一の法人での勤務していることが条件となります。同一法人内の事業所間で勤務している場合は対象です。異なる法人の事業所で勤務している場合は対象外です。
	5	研修期間も支援金の支給対象になるのか。	実習、研修期間も含めて雇用期間は就職応援金の対象です。
	6	2つの異なる事業所で合算して平均20時間週の勤務実績がある場合、対象となるか。	就職応援金は、同一の法人での勤務していることが条件となります。同一法人内の事業所間で勤務している場合は対象です。異なる法人の事業所で勤務している場合は対象外です。
	7	介護福祉士の資格を所持しているが、有資格で申請が可能か。	申請できません。補助対象研修に掛けている研修のみ対象となります。詳しくは「豊中市障害福祉サービス人材確保事業実施要綱」の別表2をご確認ください。
	8	同じ法人内で、雇用形態が変更となった場合、就職応援金の対象となるか。(例)契約社員から正社員に変更	雇用形態に関わらず、初めて雇用関係が成立したのが令和7年10月1日以降であれば、対象となります。 (例)対象:令和7年10月～12月 非常勤職員、令和8年1月～ 正規職員 対象外:令和7年8月～12月 非常勤職員、令和8年1月～ 正規職員
	9	対象研修を修了した日の名前と申込時点の名前が異なる場合、何が必要か。	研修修了日の名前と申込時点の名前の方が、同一人物である証明をご提出ください。
	10	有資格で申し込みをしたが、研修修了証の発行が10年以上前のもので申請可能か。	現在も資格を活用されて勤務されている場合、申請可能です。
	11	申し込みの10日前に対象研修を修了した。この場合、有資格で申請可能か。	申請できません。交付申込書の提出時点で対象研修の修了日から起算して3箇月を経過したものに限りです。 (例)資格修了日 令和8年4月15日の場合 有資格での申し込み可能日:令和7年7月16日以降
人材確保事業者助成金	1	事業所ごとに申請してもよいか。	申請できません。法人毎での申請となります。なお、法人からの申請は会計年度内に1回までご申請いただけます。
	2	対象事業の費用は合算して申請してもよいか。	合算して申請いただけます。ただし、助成金の上限額(10万円)までの範囲で交付となります。
	3	助成金の対象経費には、食糧費、光熱水費、交際費、事業所業務外での経費は含まれるのか。	助成の対象外です。助成対象となる経費については、対象事業に係る経費のみ対象となります。採用活動に係る経費が発生しない場合は対象外です。 ※対象事業とは、障害福祉サービス人材確保事業実施要項表3に掲げる事業のこと。
	4	採用にかかわる自社ホームページを新しく作成するため、制作専門会社へ委託する場合、助成の対象となるか。	助成の対象です。ただし、採用にかかわる制作の初期費用のみを対象とし、月額利用料等のホームページの保守管理が目的で発生する維持費については、対象外となります。
	5	採用活動を行いました。採用には至りませんでした。この場合、助成の対象外か。	助成の対象です。本助成金は、採用活動に対する助成金となり、最終的に採用に至ったか否かについては問いません。なお、「事業完了年月日」とは、採用活動を終了した日です。 (例)採用活動 令和7年4月1日から4月30日/採用日 5月1日 →事業完了年月日:4月30日
	6	補助対象研修事業の対象となる事業所が3箇所あり、うち豊中市に所在する事業所が1箇所、その他2箇所は豊中市内に所在がない場合、補助対象となるか。	募集形態や内容によって異なります。法人全体として採用活動を行い、採用予定先に豊中市内に所在する対象事業所が含まれる場合、対象となります。ただし、チラシや領収書等に事業所毎の費用が明記されている等の場合は、豊中市内に所在しない事業所については、対象となりません。